

2025年「日本ブラジル友好交流年」関連事業における記念ロゴマーク 使用要綱

(第1条：ロゴマークの作成の趣旨及び要綱の目的)

2025年は日ブラジル外交関係樹立130周年に当たり、両国は、同年を「日本ブラジル友好交流年」とし、この記念すべき年をできるだけ多くの人々と共に祝い、両国の交流を一層促進するため、周年事業への関心及び認知度を高めることを目的に、ロゴマークを作成することとした。

この要綱は、日本ブラジル友好交流年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(第2条：デザイン)

ロゴマークのデザインは右のとおり。



(第3条：使用の範囲及び使用者の遵守事項)

第1項

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、その使用において以下の点を全て満たさなければならない。以下の点を満たすかどうか不明な場合は、在ブラジル日本国公館に問い合わせることができる。

- (1) 日本又はブラジルの紹介、若しくは日本とブラジルとの友好関係の促進に寄与すること。
- (2) 公益性を有し、営利を主たる目的としていないこと。
- (3) 日本やブラジルの信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと。
- (4) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと。
- (6) 特定の政治又は宗教の活動に利用しないこと。
- (7) 他者の権利（著作権等）を侵害するおそれがないこと。
- (8) ロゴマークを編集・修正して使用しないこと。
- (9) ロゴマークの作成趣旨に反する目的で利用しないこと。

第2項

使用者は「[ロゴマーク使用に係る誓約書](#)」を、在ブラジル日本国公館館長宛てに届け出ることによって、ロゴマークを使用することができる。＜書類の送付先・問い合わせ先＞メインページで参照）宛てに提出ください。

第3項

在ブラジル日本国公館館長により、第1項に掲げた点に明らかに違反する使用であると認められた場合は、使用者にその旨を伝達し、使用者はロゴマークの使用をやめなければならない。

第4項

「ロゴマーク使用に係る誓約書」の届出をもって、本要綱の全ての事項に同意したものとみなす。

第5項

ロゴマークを使用した事業を実施する場合、当該事業は日本ブラジル友好交流年周年事業として認定したものとみなす。

第6項

周年事業としての認定は、事業への在ブラジル日本国公館の後援名義の付与、資金助成を意味しない。後援名義をご希望の場合は、お住まいの地域の大使館または領事館の「後援名義」ページをご覧ください。

第7項

周年事業に認定されるメリットは以下のとおり：

- (1) ポスター、リーフレット、ウェブサイト、広告などの広報媒体に、「日ブラジル友好交流年」周年事業として認定されたことを記載し、公式ロゴを使用することができます。
- (2) 認定された事業は、在ブラジル日本国大使館・領事館の「日ブラジル友好交流年」周年事業ページに掲載されます。「日ブラジル友好交流年」ページへの掲載を希望される場合は、「ロゴ使用誓約書」とともに、[こちらのWord ファイル](#)に必要事項をご記入の上、お送りください。

(第4条:届出内容の変更)

第1項

第3条第2項に基づきロゴマークを使用する者は、誓約書届出後に事業内容に変更がある場合は、遅滞なく速やかに変更内容を在ブラジル日本国公館館長に届け出なければならない。

第2項

在ブラジル日本国公館館長は、前項に基づき届け出された変更内容を確認し、第3条第1項に掲げた点に明らかに違反する要素が含まれている事業であると判断した場

合、使用者にその旨を伝達し、使用者はロゴマークの使用をやめなければならない。

(第5条: 使用料)

ロゴマークの使用料は無料とする。

(第6条: 著作権)

ロゴマークの著作権等の一切の権利は、日本国外務省及びブラジル連邦共和国外務省に帰属する。

(第7条: ロゴマークの使用期間)

ロゴマークの使用期間は、原則令和7年1月1日から同年12月31日までとする。

(第8条: 違反者等に対する取扱い)

第1項

在ブラジル日本国公館館長は、使用者がこの要綱に違反したときは、ロゴマークの使用の差止めその他の必要な指示等を行うことができる。

第2項

在ブラジル日本国公館館長は、前項の規定による使用停止の指示を受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

第3項

日本国外務省は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 使用停止の指示及び使用物件の回収その他ロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(第9条: 委任)

この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、日本国外務省及びブラジル連邦共和国外務省が別に定める。

注意

- 御提出いただいた書類は返送致しません。必要な場合はあらかじめコピーを御用意ください。
- 審査の経緯等についてのお問合せにはお答えできませんので御了承ください。
- 事業が中止となった場合や事業内容が認定条件に合致しないと後に判断される場合には、認定を取り消すこともあります。